

## VI 消費生活トラブル注意報！！（令和5年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い事例について紹介しています。

第 59 号 (2023 年 4 月)	●「セルフホワイトニング・セルフエステ」の契約は慎重に検討しましょう！	P53
第 60 号 (2023 年 6 月)	●携帯電話契約の名義貸しは違法です！	P54
第 61 号 (2023 年 8 月)	●「無料体験！」「今だけお得！」脱毛エステの勧誘にご注意！ 「契約しない」ときっぱりと断る勇気を持ちましょう！	P55
第 62 号 (2023 年 10 月)	●遠隔操作アプリを悪用！20歳代が狙われる！？ 借金をさせる副業の勧誘に注意！	P56
第 63 号 (2023 年 12 月)	●【新手の詐欺】「〇〇ペイで返金します」に注意してください！	P57
第 64 号 (2024 年 2 月)	●そのFX取引の勧誘は大丈夫？ 「絶対にもうかる」と誘われて、借金していいの？	P58

# 「セルフホワイトニング・セルフエステ」の契約は慎重に検討しましょう！

セルフホワイトニング  
お試しクーポン



## 相談事例

ネットで、エステサロンの歯のセルフホワイトニングお試しクーポン5000円を見つけ、体験に行った。薬剤の塗布やLEDライトの照射調整はスタッフがするので、全てセルフではなかった。体験後、スタッフから「ホワイトニングは継続しなければ効果がない、今日契約すれば、通常価格の半額で契約できる。」などと勧誘され、48回コース15万円をクレジットカード支払いで契約した。数時間後、歯に痛みを感じた。怖くて続ける気持ちにはなれないので、エステサロンに解約を申し出たが解約できないと断られた。

セルフホワイトニング・セルフエステは、安さ、手軽さが強調されている一方で、危害や解約トラブルが発生しています！



## アドバイス

- ☞ 危害情報が寄せられています。機器等の操作や薬剤使用のリスク等について十分に説明を求め、不安な場合は契約をしないようにしましょう。
- ☞ 「入会金無料」「今日だけ半額」などと説明されても、契約前に解約条件等をよく確認しましょう。
- ☞ 危害が発生した場合は、すみやかに医療機関を受診しましょう。
- ☞ トラブルにあった場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第59号 2023年4月

事例提供:北九州市立消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター

「消費者庁  
イラスト集より」

# 携帯電話契約の名義貸しは違法です！



## 相談事例

先輩の知人から、「電話回線を契約し、スマートフォンを渡すだけでお金がもらえる」というアルバイトをしないかと誘われた。言われるがまま、家電量販店等をまわり、複数の携帯電話会社で電話回線6台分の契約と、それぞれにスマートフォンを購入し、相手に渡した。

バイト料がもらえて、電話回線とスマートフォンの代金は払ってもらえるという話だったが、2か月前から支払いが滞っていると携帯電話会社から請求がくるようになった。スマートフォンの代金だけで、約70万円、電話回線利用料は、2か月分で10万円以上になっている。

携帯電話会社からは、一括で支払うように言われているが、支払うことができない。

## アドバイス

☞携帯電話会社で購入したスマートフォンを無断で他人に売ることは法律で禁止されています。



☞スマートフォンの代金と電話回線利用料は、契約名義人に支払い義務があります。  
☞料金滞納した結果、契約解除となった場合には、全ての携帯電話会社との契約ができなくなる可能性があります。

また、端末代金が分割払いにされている場合、信用情報機関に事故情報として登録されてしまう恐れがあります。

☞名義貸しで購入した携帯電話が振り込め詐欺などの犯罪に利用され、知らないうちに犯罪行為に加担してしまう可能性があります。

☞お金がもらえるからといって、名義貸しをするのは絶対にやめましょう。

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

「無料体験！」「今だけお得！」

脱毛エステの勧誘にご注意！

「契約しない」ときっぱりと断る勇気を持ちましょう！



今だけお得！



街頭で声をかけられて、脱毛エステの無料体験をしつこく勧誘された。店舗へ行き、無料体験の施術後、「今だけお得」と強引に勧誘された。怖くて断れず、分割払いで、手数料込30万円の契約をしてしまった。高額なので解約したい。

SNSで脱毛エステの無料体験の広告を見て、店舗に出かけた。無料体験の施術後、強引に契約を勧められ、分割払いで、手数料込20万円の契約をした。高額なので解約したい。

### アドバイス

- ☞不安に思う場合は、その場で契約しないで、きっぱりと断りましょう。「無料体験」の誘いや広告をきっかけに、店舗へ行くと、「今だけお得」などと強引に契約を迫られることがあります。
- ☞脱毛エステは高額な契約になりやすいです。契約する時は、施術内容や契約条件について、契約書面等と突き合わせて、理解できるまでしっかりと説明を受けましょう。エステの提供期間よりも分割払いの期間が長い契約もあります。契約内容は慎重に確認しましょう。
- ☞特定商取引法の規定に該当する場合、書面またはメール等により、クーリング・オフができる場合があります。また、不当に勧誘された場合は、契約を取り消すことができる場合があります。
- ☞不安に思ったら、すぐに、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

お断りします！



18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう！

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第61号 2023年8月

事例提供:福岡県消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター

「消費者庁  
イラスト集より」

# 遠隔操作アプリを悪用！20歳代が狙われる！？ 借金をさせる副業の勧誘に注意！



マニュアルを  
購入するだけ！



## 相談事例

SNSで「2000円のマニュアルを購入するだけで稼げる」という広告を見て、マニュアル購入後、仕事の説明を聞くため電話した。事業者は、「スマホの画面を共有して説明する」と言って、私のスマホに遠隔操作アプリをインストールさせた。仕事の説明中、50万円のサポートプランを勧められた。「お金がない」と伝え、「指示どおりにスマホを操作して下さい」と言われたので、消費者金融のアプリをインストール、指示どおり入力した。消費者金融からSMSが届き、私が50万円借金したことがわかった。借りた50万円は、事業者が勝手に引き出していた。

副業や投資に関する情報商材を購入後、高額なサポート契約を勧誘し、お金がないと断った消費者に対して、遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる手口が目立っています。

## アドバイス



- ①「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告をうのみにせず、借金までして契約しないようにしましょう。
- ②遠隔操作アプリは安易にインストールしないでください。
- ③遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、IDやパスワードを変更するなど、悪用されないための対策を取りましょう。
- ④不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

# 【新手の詐欺】「〇〇ペイで返金します」に注意してください！

〇〇ペイで返金します



## 相談事例

腕時計をネットで注文した。振り込み先が、外国人と思われる個人名義の口座だったので少し疑ったが、欲しかった腕時計だったので、代金を振り込んだ。その後、サイト事業者から、腕時計が欠品になったので、代替品に変更するか、返金するかを選ぶよう連絡があり、返金を希望したところ、キャッシュレス決済で返金すると言われた。

SNSで連絡があり、入金の手続きを試みたができなかったため、今度は銀行のアプリをダウンロードするよう指示された。画面共有アプリでキャッシュレス決済に紐づいている通帳を共有され、言われたとおりにスマホを操作したところ、勝手に他銀行に送金され、100万円を奪われてしまった。

## アドバイス



☞商品の代金を銀行振込しているにもかかわらず、キャッシュレス決済で返金を行うのは極めて不自然です。

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください。

☞相手の指示に従って操作した場合でも、本人が操作している場合、キャッシュレス決済サービス会社から支払ってしまった金額を返してもらうことは困難です。

☞悪意のある業者にスマホを操作されると、さまざまな被害が発生する可能性があります。画面共有アプリなどの安易な利用は避けましょう。

☞相手の指示に従ってスマホを操作することはせずに、最寄りの消費生活センターや警察等に相談してください。

## ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します

# そのFX取引の勧誘は大丈夫？ 「絶対にもうかる」と誘われて、借金していいの？



必ずもうかります!!



先輩から、自動売買システムでもうかる海外FX取引グループに入らないかと誘われた。先輩は、「100万円位もうかっている」と言っている。まず、50万円の自動売買システムを購入して、システムの勉強から始めるようだ。「お金がない」と伝えたと、消費者金融で借金しても、すぐ返せると勧められた。本当にもうかるだろうか。

## アドバイス

☞FX(外国為替証拠金取引)は、証拠金を預けて、2つの国の通貨の為替相場を予測して売買を行う金融商品で、大変リスクの高い取引です。勧誘されても、契約するつもりがなければ、きっぱり断りましょう。

☞取引を検討する際には、取引に伴うリスクを理解するとともに、業者が、金融商品取引業の登録を受けているか金融庁ホームページで確認しましょう。無登録業者と契約しないでください。

☞高額な契約を勧められた場合、「お金がない」という断り方ではなく、「契約しない」とはっきり断りましょう。「お金がない」と言うと、借金やクレジット契約を勧められてしまうかもしれません。投資のために借金をすることは絶対にやめましょう。

☞簡単にお金を稼ぐことはできません。「簡単に稼げる」「もうかる」という誘い文句を安易に信用しないようにしましょう。

☞不安に思ったら、その場で契約しないで、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。



お断りします!

18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。  
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう!

### ● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

\*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します